

建築確認申請等手数料一覧（仮設建築物・仮使用以外の建築許可等を除く）

令和4年5月31日以降

確認申請等手数料（条例第5条）

床面積の合計	金額（円）	備考
30㎡以内	8,000	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更の場合は「変更に係る部分の床面積の1/2」で算出（ただし床面積の増加する部分については「増加する部分の床面積」で算出） 移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更する場合は「移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更に係る床面積の1/2」で算出 計画変更して移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更する場合は「変更に係る部分の床面積の1/2」で算出
30㎡超 100㎡以内	14,000	
100㎡超 200㎡以内	22,000	
200㎡超 500㎡以内	30,000	
500㎡超 1,000㎡以内	52,000	
1,000㎡超 2,000㎡以内	74,000	
2,000㎡超 10,000㎡以内	210,000	
10,000㎡超 50,000㎡以内	360,000	
50,000㎡超	620,000	

中間検査申請等手数料（条例第9条、市細則第3条の4）

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額（円）	備考
30㎡以内	12,000	<ul style="list-style-type: none"> 特定工程において工区を複数に分けた場合、全ての工区が中間検査対象（仙台市細則別表第1の3,4） 階数3以上の共同住宅は、国等の建築物（計画通知）を含め、中間検査の対象（法7条の3第1項第1号） 上記以外の国等の建築物は、中間検査の対象外（仙台市細則第3条の4）
30㎡超 100㎡以内	15,000	
100㎡超 200㎡以内	20,000	
200㎡超 500㎡以内	27,000	
500㎡超 1,000㎡以内	44,000	
1,000㎡超 2,000㎡以内	60,000	
2,000㎡超 10,000㎡以内	130,000	
10,000㎡超 50,000㎡以内	210,000	
50,000㎡超	380,000	

完了検査申請等手数料（条例第7条、第10条）

床面積の合計	金額（円）	
	仙台市建築主事による中間検査を受けた建築物	金額（円） 左記以外の建築物
30㎡以内	12,000	13,000
30㎡超 100㎡以内	15,000	16,000
100㎡超 200㎡以内	20,000	21,000
200㎡超 500㎡以内	28,000	29,000
500㎡超 1,000㎡以内	46,000	47,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	62,000	65,000
2,000㎡超 10,000㎡以内	150,000	160,000
10,000㎡超 50,000㎡以内	240,000	250,000
50,000㎡超	440,000	450,000

※移転・大規模修繕・大規模模様替の場合は「移転・大規模修繕・大規模模様替に係る床面積の1/2」で算出

建築設備及び工作物の確認申請等手数料（条例第6条、第8条、市細則第4条）

種別	金額（円）
建築設備確認申請（エレベーター、エスカレーター、市長が指定する建築設備）	14,000
建築設備の計画変更	8,000
建築設備の完了検査	17,000
工作物確認申請	12,000
工作物の計画変更	6,000
工作物の完了検査	12,000

仮使用認定手数料（条例第11条）

種別	金額（円）
仮使用認定（法第7条の6第1項第1号・2号、法18条第24項第1号・2号）	120,000

仮設建築物許可・一時的用途変更許可 手数料（条例第11条）

種別	床面積の合計	金額（円）
仮設建築物等許可（法第85条第6項、法第87条の3第6項）	100㎡以内	40,000
	100㎡超 500㎡以内	80,000
	500㎡超	120,000